

【入札公告】

自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年1月30日

秋田県農業試験場長 川本 朋彦

次のとおり秋田県農業試験場に飲料水等自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので、公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数及び仕様等は「自動販売機設置事業者募集要項」「自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県ホームページへの掲載による

3 入札参加申込期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月16日（月）までの日（秋田県の休日
を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午
前9時から午後5時までの間

(2) 提出場所

秋田市雄和相川字源八沢34番地1
秋田県農業試験場 総務管理室 管理チーム

4 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田県農業試験場1階 大会議室

(2) 日時

令和8年3月5日（木）	物件1	午前10時
	物件2	午前10時15分

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及び暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基

づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 法人にあつては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては秋田県内で事業を営んでいること。

(5) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を2件以上有していること。

(6) 秋田県税を滞納していないこと。

6 入札保証金及び契約保証金
免除する

7 募集要項、入札参加申込書等
秋田県ホームページへの掲載による。

8 問い合わせ先

秋田県秋田市雄和相川字源八沢34番地1

秋田県農業試験場 総務管理室 管理チーム

電話番号 : 018-881-3328

FAX番号 : 018-881-3939